

第46号議案

八王子市営駐車場条例の一部を改正する条例設定について

八王子市営駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和2年2月25日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市営駐車場条例の一部を改正する条例

八王子市営駐車場条例（昭和52年八王子市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(駐車対象自動車)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する自動車以外の自動車を駐車しようとする者は、あらかじめ<u>指定管理者（第12条に規定する指定管理者をいう。以下第6条から第10条までにおいて同じ。）</u>の許可を受けなければならない。</p> <p><u>(利用時間等)</u></p> <p>第4条 駐車場の<u>利用時間</u>は、午前0時から午後12時までとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(利用料金)</u></p> <p>第6条 <u>駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。</u></p> <p><u>2 利用料金は、別表第1に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。</u></p> <p><u>3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、前項の規定により定めた利用料金の額からその100分の25以内の額を割り引いた額で回数駐車券及びプリペイドカード駐車券（電子的方法、磁気的方法その他</u></p>	<p>(駐車対象自動車)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する自動車以外の自動車を駐車しようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p><u>(使用時間等)</u></p> <p>第4条 駐車場の<u>使用時間</u>は、午前0時から午後12時までとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(使用料)</u></p> <p>第6条 <u>駐車場の使用料の額は、別表第1に定める額とする。</u></p> <p><u>2 別表第2に掲げる駐車場の使用については、市長は、必要があると認めるときは、同表に定める額の回数駐車券を発行することができる。</u></p>

の人の知覚によつて認識することができない方法により記録されている金額に応ずる対価を得て発行される駐車券をいう。以下同じ。)を発行することができる。

4 指定管理者は、別表第2に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定める額の定期利用に係る駐車券（以下「定期駐車券」という。）を発行することができる。

5 利用料金は、第2項の場合にあつては出車する際に、前2項の場合にあつては回数駐車券、プリペイドカード駐車券又は定期駐車券の交付を受ける際に支払わなければならない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

6 利用料金は、指定管理者の収入とする。ただし、指定管理者は、市規則で定めるところにより、利用料金として收受した収入の一部を市に納付しなければならない。

7 指定管理者は、市規則で定める自動車が発行する駐車券が駐車場へ駐車する場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

8 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が定める基準に該当すると認めるときは、その額の全部又は一部を還付することができる。

9 指定管理者は、不法に利用料金の支払いを免れた者から、その免れた額のほか、その額の2倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

（指定管理者以外の者が発行する駐車券）

第7条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者以外の者が発行する駐車券により、駐車場を利用させることができる。

2 指定管理者以外の者が発行する駐車券による利用料金は、前条第1項の規定にかかわらず、当該駐車券を発行する者から徴収するものとする。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料

3 別表第3に掲げる駐車場の使用については、市長は、必要があると認めるときは、同表に定める額のパーキングカード（一定の金額が磁気的方式によつて記録されるカードをいう。以下同じ。）を発行することができる。

4 別表第4に掲げる駐車場の使用については、市長は、必要があると認めるときは、1月につき同表に定める額の定期駐車券を発行することができる。

5 使用料は、第1項の場合にあつては出車の際に、前3項の場合にあつては回数駐車券、パーキングカード又は定期駐車券の交付を受ける際に納付しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

6 市長は、市規則で定める自動車が発行する駐車券が駐車場へ駐車する場合は、使用料を免除することができる。

7 既納の使用料は、還付しない。ただし、第2項の回数駐車券、第3項のパーキングカード及び第4項の定期駐車券による既納の使用料については、市長が特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部について還付することができる。

8 市長は、駐車場を使用した者（以下「使用者」という。）が正当な理由がなく第1項の使用料を納付しないときは、自動車の出車を拒否するものとする。

（共通駐車券）

第7条 別表第5に掲げる駐車場については、市長が商業振興上特に必要があると認めるときは、市以外の者が発行する駐車券で市長が指定するもの（以下「共通駐車券」という。）により使用することができる。

2 共通駐車券による駐車場の使用料は、共通駐車券を発行する者から徴収するものとし、その額は、別表第5に定める額とする。

3 市長は、第1項の規定により共通駐車券

金を徴収する場合には、あらかじめ市長の承認を得て、前条第2項の規定により定めた利用料金の額からその100分の25以内の額を割り引いた額で徴収することができる。

(駐車時間の制限)

第8条 **利用者**は、同一の自動車を引き続き1週間を超えて駐車させてはならない。ただし、有効期間内の定期駐車券による**駐車の場合及び指定管理者が特に必要と認めた場合**は、この限りでない。

(駐車拒否)

第9条 **指定管理者**は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車を拒否することができる。

- (1) **駐車場の構造上駐車させることができないとき。**
- (2) (略)
- (3) 駐車場の施設**若しくは設備又は他の自動車**をき損し、又は汚損するおそれがあると**認められる**とき。
- (4) **前3号に掲げるもののほか**、駐車場の管理上支障があると認められるとき。

(禁止行為)

第10条 **利用者**は、駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) (略)
- (2) 駐車場の施設**若しくは設備又は他の自動車**をき損し、又は汚損すること。
- (3) (略)

**2 指定管理者は、前項各号に掲げる行為の防止又は是正のために必要な措置を講ずることができる。**

(指定管理者の指定の取消し等)

第15条 (略)

**2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部(利用料金の收受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合で、市長が臨時に駐車場の管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において市長が定める使用料を徴収する。**

**3 前項の場合にあつては、第3条第2項の**

を指定したときは、その旨を公告するものとする。

**4 前3項に定めるもののほか、共通駐車券による駐車及び駐車場の使用料の徴収に関する必要な事項は、市規則で定める。**

(駐車時間の制限)

第8条 **使用者**は、同一の自動車を引き続き1週間を超えて駐車させてはならない。ただし、有効期間内の定期駐車券**利用**による駐車は、この限りでない。

(駐車拒否)

第9条 **市長**は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車を拒否することができる。

- (1) (略)
- (2) 駐車場の施設をき損し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) **その他**、駐車場の管理上支障があると認められるとき。

(禁止行為)

第10条 **使用者**は、駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) (略)
- (2) 駐車場の施設をき損し、又は汚損すること。
- (3) (略)

(指定管理者の指定の取消し等)

第15条 (略)

規定、第6条第1項、第3項、第4項、第5項ただし書及び第7項から第9項までの規定、第7条の規定、第8条ただし書の規定、第9条の規定並びに第10条第2項の規定を準用する。

別表第1（第6条関係）

駐車場の区分	利用区分	単位	金額（円）
八王子市 営八王子 駅北口地 下駐車場	普通自動車	1時間 につき	500
八王子市 営旭町駐 車場	普通自動車	1時間 につき	500
	自動二輪車	24時 間につ き	500
八王子市 営南大沢 駐車場	普通自動車	1時間 につき	300

備考 自動二輪車とは、大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。

別表第1（第6条関係）

名称	使用区分	単位	金額（円）
八王子市 営八王子 駅北口地 下駐車場	普通自 動車	午前0 時から 午前7 時まで	1回に つき3 0分ま でごと  1回に つき1 5分ま でごと
		午前7 時から 午後1 2時ま で	100
八王子市 営旭町駐 車場	普通自 動車	午前0 時から 午前7 時まで	1回に つき3 0分ま でごと  1回に つき1 5分ま でごと
	自動二 輪車	午前0 時から 午後1 2時ま で	400
八王子市 営南大沢 駐車場	普通自 動車	午前8 時から 午後1 0時3 0分ま で	1回に つき3 0分ま でごと  1回に つき3 0分ま でごと
		午後1 0時3 0分か ら翌日 の午前 8時ま で	60

備考

(1) 自動二輪車とは、大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。

(2) 1回とは、使用区分ごとの使用回数をいう。

別表第2（第6条関係）

名称	券面額及び枚数	金額（円）
八王子市営 八王子駅北 口地下駐車 場	400円券12枚	4,000
八王子市営 旭町駐車 場	200円券12枚	2,000
八王子市営 南大沢駐車 場	100円券12枚	1,000
八王子市営 南大沢駐車 場	120円券12枚	1,200

別表第3（第6条関係）

名称	区分	金額（円）
八王子市営八王 子駅北口地下駐 車場	4,800円 相当分	4,000
八王子市営旭町 駐車場	3,600円 相当分	3,000

別表第2（第6条関係）

駐車場の区 分	利用区分	単位	金額（円）
八王子市営 八王子駅北 口地下駐車 場	普通自動 車	1月に つき	37,500
八王子市営 旭町駐車 場	普通自動 車	1月に つき	50,000
	自動二輪 車	1月に つき	12,500
八王子市営 南大沢駐車 場	普通自動 車	1月に つき	20,000

備考（略）

別表第4（第6条関係）

名称	駐車区分	単位	金額（円）
八王子市 営八王子 駅北口地 下駐車 場	平日定期 駐車	普通自動 車1台に つき	30,000
八王子市 営旭町駐 車場	全日定期 駐車	普通自動 車1台に つき	40,000
		自動二輪 車1台に つき	10,000
八王子市 営南大沢 駐車 場	全日定期 駐車	普通自動 車1台に つき	16,000

備考（略）

別表第5（第7条関係）

名称	券面額及び枚数	金額（円）
八王子市営 八王子駅北 口地下駐車 場	300円券12枚 当たり	3,000
八王子市営 旭町駐車 場	200円券12枚 当たり	2,000
八王子市営 旭町駐車 場	100円券12枚 当たり	1,000

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に入車した自動車は、施行日以後に出車する際に指定管理者が徴収する利用料金の額は、この条例による改正前の八王子市営駐車場条例（以下「改正前条例」という。）第6条第1項に規定する使用料の額により算出した施行日前の使用に係る額及びこの条例による改正後の八王子市営駐車場条例第6条第2項の規定により定めた利用料金の額により算出した施行日以後の利用に係る額の合計額とする。
- 3 施行日前に交付を受けた改正前条例第6条第2項に規定する回数駐車券、同条第3項に規定するパーキングカード及び同条第4項に規定する定期駐車券並びに改正前条例第7条に規定する共通駐車券は、施行日以後の駐車場の利用に使用することができる。